



ぴあリンク奄美



【奄美地区地域自立支援協議会】【奄美地区障害者虐待防止センター】【障害者差別解消支援地域協議会】

障がい福祉に関する相談窓口です。



～自立支援協議会 活動報告～



令和4年度 第2回定例会を開催しました

11月1日(火)にオンライン併用の定例会を開催しました。8月に開設した相談支援事業所「あしたのえがお」の紹介や各部会の活動報告の後、「地域生活支援拠点等の整備」について協議しました。地域生活支援拠点とは、「重度化・高齢化した障害児者を地域で支援できるようにすること」「障がい児者とその家族の緊急事態に迅速に対応できること」などを達成できるように、国が5つの機能を示した支援拠点の事です。今回の協議では、奄美地区の現状を共有し、課題や今後の対応策の意見交換をグループワークで行いました。

拠点の5つの機能とは、①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくりとなります。意見交換では、「イメージを具体的にするために、実際に運用している地域の実情を知りたい」「今の専門職を十分に活用できる仕組み作り」「コーディネータの配置が重要」「予算や空床補償が必要」等があげられ、今後奄美市を中心に5市町村で具体的に協議していくことが求められました。参加者:46名(会場42名 オンライン4名)



障がい者差別解消支援地域協議会

8月17日(水)奄美市役所にて開催しました。奄美地区5市町村の福祉関係者や身障協、家族会、交通、観光業関係者等25名が出席。「障がい者が地域で円滑に日常生活を送るために必要なこと」を、それぞれの立場で共有し、解消できたらとの挨拶ではじまり、協議会の活動報告、県内の事例報告、ユニバーサルツーリズムの推進状況について情報共有を行いました。また、当事者団体からは「新型コロナウイルスのワクチン接種会場における配慮があった。(別室で静かに受けることができた)この配慮は大変うれしかった」との報告がありました。また「障がい者が使いやすいトイレは自分たちが高齢になっても使いやすいことを理解していただきたい」との意見も出されました。航空関係者からは、「車いすユーザーが使用する昇降機が塩害で故障してしまうが、高額なため航空会社間で協力して対応している。行政で補助があれば」との意見も出されました。合理的配慮などについて、「言い続けていくことが大事である。」ユニバーサルツーリズムについては、「関係する各所へ研修など開催し、障がい者差別解消について普及啓発することが必要」との意見が出されました。

第2回 子ども部会

参加者:25名(リモート2名)

9月16日(金)奄美市市民交流センターにて開催しました。奄美地区の発達検査の現状と今後について、情報提供及び意見交換を実施いたしました。「ニーズが増えているが、検査できる機関が少ない」「地域に専門家が少ないため、旅費負担が大きい」「数値を出すだけでなく、支援に活かすための見立てが必要」などの意見が、出されました。

今後も協議を重ねて、課題解決に向けて取り組んでいきます。



中部地区子ども支援 net

参加者:31名(講師リモート)

10月14日(金)奄美市市民交流センターにて開催しました。前半、鹿児島大大学院臨床心理研究科准教授の高橋氏による「発達支援における保護者との連携について」と題した研修をしていただいた後、「奄美中部での障がい児やその家族を支える人達の連携について」グループワークを行いました。子どもの支援に関わる多職種の皆さんから「連携の必要性」について、活発な意見が多かったです。



障がい者の虐待防止に向けた取り組みの紹介：合同部会

8月26日 合同部会（相談支援部会と就労支援部会）をオンライン併用で開催しました。

（内容）施設従事者等による障がい者虐待の取組について

（講話）浅田 茂毅氏（鹿児島県障害者虐待防止研修講師/相談支援事業所あこ 相談支援専門員）

国の制度改正に伴い、2022年度から相談支援所を含むすべての障がい者福祉事業所で虐待防止研修の実施、虐待防止委員会の設置などが義務付けられました。例えば支援者が「指導」と思っていた、強い言葉や高圧的な声掛けは「心理的な虐待」になる可能性があるということや、障がい当事者の特性を理解することはもちろんだが、「支援者自身が自分の特性（特に怒りのコントロール）を理解することが大切である」等のお話もあり、障がい者虐待防止に関する意識を地域全体で共有するよい機会となりました。

大島支庁からも、「虐待の自覚がない事例」が県内で多く発生しているとの事例報告がありました。

その後に行われた意見交換では、参加者から「自分がされたくないことは相手にしてはいけない」等、意見が多く出されました。



障害年金について

障がい福祉サービス豆知識

障害年金とは、病気やケガが原因で、生活に支障をきたすような障害状態になった場合に支給される年金のことです。

一般に年金というと「65歳から」というイメージがありますが、障害年金の場合は、現役世代の方も含めて受け取ることができます。障害年金を受け取るには、下記の3つ全ての要件を満たしている必要があります。

- 1 初診日が特定できる（初診日要件）
- 2 保険料が納付されている（保険料納付要件）
- 3 一定の障がい状態にある（障がい状態該当要件）



※**初診日**とは、障がいの原因になった病気やケガで初めて診療を受けた日のことです。

地域の障がい児サービス事業所紹介

★はごろもの郷

児童発達支援センター

児童発達支援/放課後等デイ/保育所等訪問

奄美市名瀬大字小宿 2156-1

TEL : 0997-57-1145



★キッズケアホーム にこびあ

児童発達支援/放課後等デイ/保育所等訪問

奄美市名瀬有屋町 29 番 31 号

TEL:0997-69-3695



★放課後等デイサービスあすなる

放課後等デイサービス

奄美市名瀬有屋町 2-3

TEL:0997-54-0010



各事業所の詳細情報や奄美地区地域自立支援協議会の活動は、ホームページからも見ることができます。[\(http://www.amami-jiritsu.org/\)](http://www.amami-jiritsu.org/)「ぴあリンク奄美」で検索するか、こちらのQRコードを読み取ってご覧ください！！



ぴあリンク奄美

「お問い合わせ先」

奄美地区障がい者等基幹相談支援センター（ぴあリンク奄美）

鹿児島県奄美市名瀬幸町 15 番 3 号

TEL : 0997-69-4061 Fax : 0997-69-4062

✉ amamithikukikan@ark.ocn.ne.jp

